

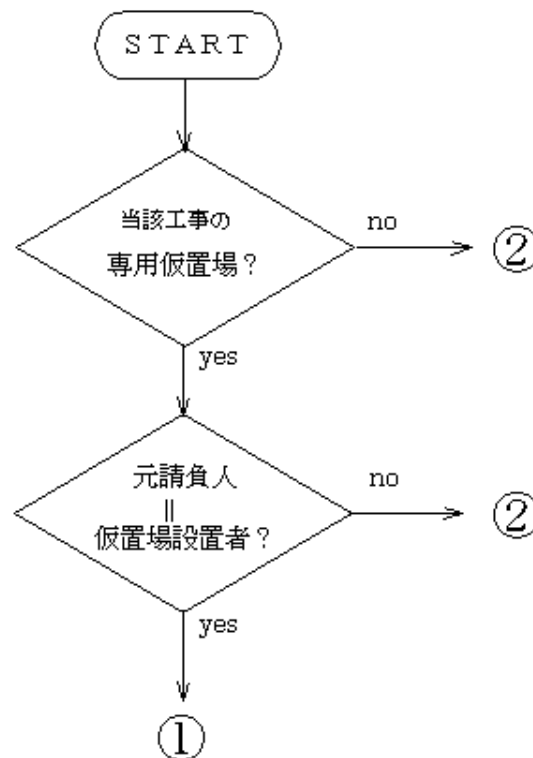
## 仮置場（ストックヤード）を経由して土砂を搬出する場合の処理計画届出の取扱いについて

原則として、工事箇所→仮置場、仮置場→処分先のそれぞれについて届け出が必要です。

ただし、次の条件が満たされている場合は、処分先を搬出先とする一つの処理計画書で足りります。

(条件) 当該工事の専用仮置場かつ元請負人＝仮置場設置者

フロー図を示します。



### ① 工事区域 → 搬出先 の処理計画を届け出る。

※ “その他参考となる事項” 欄に仮置場の位置，期間等を記載する。

☆ 仮置土を工事区域に戻すケース — 工事箇所が「搬出先」となる

### ② 工事区域 → 仮置場 (第4条第1項)，仮置場 → 搬出先 (第4条第2項) のそれぞれの処理計画書を届ける。

(いずれも規定数量以上の土砂の搬出の場合)

～詳細は各土木・治水事務所にご相談下さい～